

川崎市教育委員会の任命に係る事務職員の派遣に関する要綱

〔令和 8 年 3 月 1 8 日〕
〔7 川教職人第 2 0 1 4 号〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、川崎市教育委員会事務局等と川崎市が設置する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の間で、研修を目的とした事務職員の派遣を行うことにより、事務職員の資質及び能力の向上を図るとともに、教育行政と学校との連携を密にすることで、双方の課題を共有し、業務改善及び業務効率化に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）事務職員 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和 3 9 年川崎市教育委員会規則第 5 号）別表に掲げる一般事務職又は学校事務職である職員（管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 6 年川崎市人事委員会規則第 2 1 号）で定める管理職員等を除く。）をいう。

（2）派遣 市立学校に勤務する学校事務職である職員を教育委員会の市立学校以外の課等に勤務させること又は教育委員会の市立学校以外の課等に勤務する一般事務職である職員を市立学校に勤務させることをいう。

（派遣実施の基準）

第 3 条 派遣は、一方向又は相互に実施できるものとし、派遣実施の基

準は、次のとおりとする。

- (1) 専門的知識又は技術の修得など、事務職員の資質向上及び人材育成に資する場合
- (2) 教育行政と学校の相互の業務改善及び効率化に資する場合
- (3) その他、派遣の必要性を認めた場合
(派遣職員)

第4条 派遣の対象となる職員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身とも健康な者
- (2) 従事する職務に必要な経験及び能力を有する者
- (3) 派遣先への通勤に支障のない者
(派遣職員の決定等)

第5条 派遣職員は、教育長が決定し、教育委員会が兼務発令を行う。
(派遣期間)

第6条 派遣期間は、原則として、1年を単位とし、3年を上限とする。
(勤務条件等)

第7条 派遣期間中の勤務条件等は、次のとおりとする。

- (1) 兼務に属する所属を勤務地とし、勤務時間、休憩時間及び週休日については、川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）で定める兼務に属する所属の勤務時間等とする。
- (2) 人事評価については、被評価者の兼務に属する所属において実施する。
- (3) 給与及び旅費については、兼務に属する所属において支給する。
- (4) 加入する共済組合（川崎市職員共済組合又は公立学校共済組合神

奈川支部)については、派遣に伴う加入先の変更は行わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。